

令和2年度

第10回

農業委員会総会議事録

令和3年1月25日 開 会

上士幌町農業委員会

令和2年度 第10回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月25日(月)午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 上士幌町議会委員会室

3. 出席委員(13名)

1番	須田芳美	8番	大西仁志
2番	嶋木幸男	9番	関谷光丸
3番	伊東昌弘	10番	石川信幸
4番	齋藤哲也	11番	菅原研均
5番	太田晃	12番	早坂均巳
6番	高木和也	13番	高木裕巳
7番	草野秀剛		

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

日程第1 開会宣言

日程第2 会長挨拶

日程第3 議事録署名委員の指名

日程第4 報告事項

1 農業委員会活動報告

2 その他

日程第5 協議事項

1 農地のあっせん申し出について

2 上士幌町賃借料情報について

3 その他

日程第6 審議事項

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について

議案第2号 農用地の買入協議に係る要請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 現況証明願いについて

日程第7 その他

1 今後の日程について

2 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 渡 邊 純一郎
主 幹 谷 尻 常 盤
専門員 綿 貫 光 義

7. 傍聴人 なし

8. 議事録署名委員

3 番 伊 東 昌 弘
4 番 齋 藤 哲 也

◎日程第1 開会宣言

○12番 (早坂代理)

皆さん、ご苦労様です。開会前に本日の出席状況について報告いたします。
本日は、農業委員全員が出席ということで、上士幌町農業委員会会議規則第8条の規定により在任委員の過半数が出席しておりますので、総会が成立していることを宣言いたします。

それでは、只今より令和2年度第10回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長より挨拶をお願いいたします。

◎日程第2 会長挨拶

○議長 (高木会長)

皆さん、こんにちは、1月の末となってしまいましたが、改めて新年あけましておめでとうございます。

今回は、全員の出席を頂き大変ありがとうございます。今年も頑張って新型コロナに負けないようにやっていきたいと思っておりますので、皆さんよろしくをお願いいたします。

それでは、今日も慎重審議よろしくをお願いいたします。

◎日程第3 議事録署名委員の指名

○議長 (高木会長)

それでは、日程第3、議事録署名委員の指名を行います。3番伊東昌弘委員、4番齋藤哲也委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

◎日程第4 報告事項1 農業委員会活動報告について

○議長 (高木会長)

これより議事に入ります。はじめに、日程第4、報告事項1、農業委員会活動報告に

ついて、事務局より報告をお願いします。

○事務局（渡邊事務局長）

それでは、2ページをご覧ください。報告事項1 農業委員会活動報告について私の方から12月中の農業委員会の活動状況についてご報告いたします。

【報告事項1について、議案書をもとに朗読・説明】

以上で12月の活動報告とさせていただきます。

○議長（高木会長）

只今、事務局長より12月中の活動状況について報告がありましたが、何かご質問ございますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、報告事項1はこれで終わります。

◎日程第4 報告事項2 その他について

○議長（高木会長） 次に、報告事項2 その他について、こちらからはありませんが、皆さんから何かありますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、報告事項はこれで終わります。次に移ります。

◎日程第5 協議事項1 農地のあっせん申し出について

○議長（高木会長）

次に日程第5 協議事項1、農地のあっせん申し出についてを、議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○事務局（谷尻主幹）

それでは、3ページをご覧ください。協議事項1、農地のあっせん申し出について。農地のあっせん申し出が2件ありましたので、協議願います。

【協議事項1について、議案書をもとに朗読・説明】

以上ご説明いたしました。すでに農地委員会において取り組んでおりますので、

引き続き進めることとしてよろしいか協議願います。

○議長（高木会長）

只今、事務局より協議事項1の提案理由の説明がありましたが、既に農地委員会において取り組みが進められておりますので、そのとおり決定することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（高木会長）

異議なしと認め、協議事項1については、説明のとおり進めることに決定いたしました。

◎日程第5 協議事項2 上士幌町貸借料情報について

○議長（高木会長）

次に日程第5 協議事項2、上士幌町貸借料情報についてを議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○事務局（谷尻主幹）

それでは、8ページをご覧ください。協議事項2、上士幌町貸借料情報について。農地法第52条の規定により、「実勢貸借料の情報提供」について下記のとおり貸借料を算出しましたので報告するとともに、窓口等で情報提供することとしてよろしいか協議願います。

【協議事項2について、議案書をもとに朗読・説明】

以上ご説明いたしました。町ホームページで情報提供することとしてよろしいか協議願います。

○議長（高木会長）

只今、事務局より協議事項2の提案理由の説明がありましたが、この件についてご意見等ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、協議事項2については原案どおり情報提供することとして決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（高木会長）

異議なしと認め、協議事項2については原案どおり決定いたしました。

◎日程第5 協議事項3 その他について

○議長（高木会長）

次に日程第5 協議事項3、その他について、こちらからはございませんが、皆さんから何かございますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、協議事項はこれで終わります。次に移ります。

◎日程第6 審議事項 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について

○議長（高木会長）

次に日程第6、審議事項、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認についてを議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局（谷尻主幹）

それでは、9ページをご覧ください。議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について。

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。今回は、2件の賃貸借の合意解約がありましたのでよろしく審議のほどお願いします。

【議案第1号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上ご説明いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（高木会長）

只今、事務局より説明がありました番号1の賃貸借の合意解約についてご意見を伺います。ご意見ございますか。はい草野委員

○7番(草野委員)

番号2の●●氏の合意解約が成立した日ですが、令和2年1月18日となっておりますが、令和3年1月18日ではないかと思われませんが。

○事務局（谷尻主幹）

失礼しました。令和2年ではなく、令和3年ですので、訂正宜しく願いいたします。

○議長（高木会長）

令和2年ではなく、令和3年でございますので、訂正願います。その他ご意見ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、番号1については、原案どおり確認することとしたいと思います
が、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（高木会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

○議長（高木会長）

次に番号2の賃貸借の合意解約についてご意見を伺います。ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、番号2については、原案どおり確認することとしたいと思います
が、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（高木会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

◎日程第6 審議事項 議案第2号 農用地の買入協議に係る要請について

○議長（高木会長）

次に日程第6、審議事項、議案第2号、「農用地の買入協議に係る要請について」
を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局（谷尻主幹）

それでは、10ページをご覧ください。議案第2号、農用地の買入協議に係る要請につ
いて。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項に基づき、あっせんの申し出があった農用地
について、農地保有合理化法人による買入れが特に必要と認められるため、同法第13
条の2第1項に基づき、上士幌町長に買入れを要請したく審議を求めます。

今回、買入れ協議を要請する者は●●●●氏の1件となっています。

【議案第2号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上ご説明いたしました。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（高木会長）

只今、事務局より議案第2号について提案理由の説明がありましたが、ここでご意見を伺います。番号1●●●●氏について、ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、番号1●●●●氏について、上士幌町長に対し買入れを要請することといたしますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（高木会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

◎日程第6 審議事項 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○議長（高木会長）

次に日程第6、審議事項、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局（谷尻主幹）

それでは、11ページをご覧ください。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上士幌町長より決定の求められた農用地利用集積計画について議決を求めます。今回は、所有権の移転が5件、使用貸借権の設定が2件、賃借権の設定が38件出されております。

【議案第3号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決下さいますようお願いいたします。

○議長（高木会長）

只今、事務局より議案第3号について提案理由の説明がありましたが、ここでご意見を伺います。今回は、所有権の移転が5件、使用貸借権の設定が2件、賃借権の設定が38件出されております。

件数が多いので、ページごとにまとめて審議しますのでよろしくお願ひいたしません。

最初に所有権の移転5件ですが、こちらは一括して審議いたします。番号1から番号5についてご意見を伺います。ご意見ありますか。

(「なし」の声)

○議長 (高木会長)

ないようですので、番号1から番号5について、所有権を移転することとして決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 (高木会長)

異議なしと認め、原案どおり決定しました。

○議長 (高木会長)

次に13ページに記載の使用貸借権の設定、番号6から番号7についてご意見を伺います。ご意見ありますか。

(「なし」の声)

○議長 (高木会長)

ないようですので、番号6から番号7については、使用貸借権を設定することとして決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 (高木会長)

異議なしと認め、原案どおり決定しました。

○議長 (高木会長)

次に14ページから15ページに記載の賃借権の設定、番号8から番号15についてご意見を伺います。ご意見ありますか。

(「なし」の声)

○議長 (高木会長)

ないようですので、番号8から番号15については、賃借権を設定することとして決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 (高木会長)

異議なしと認め、原案どおり決定しました。

○議長（高木会長）

次に16ページから17ページに記載の、番号16から番号20についてご意見を伺います。ご意見ありますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、番号16から番号20について、賃借権を設定することとして決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（高木会長）

異議なしと認め、原案どおり決定しました。

○議長（高木会長）

次に18ページに記載の番号21から番号26についてご意見を伺います。ご意見ありますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、番号21から番号26について、賃借権を設定することとして決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（高木会長）

異議なしと認め、原案どおり決定しました。

○議長（高木会長）

次に19ページから20ページに記載の番号27から番号31についてご意見を伺います。ご意見ありますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、番号27から番号31について、賃借権を設定することとして決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（高木会長）

異議なしと認め、原案どおり決定しました。

○議長（高木会長）

次に20ページから21ページに記載の番号32から番号35についてご意見を伺います。
ご意見ありますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、番号32から番号35について、賃借権を設定することとして決定
したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（高木会長）

異議なしと認め、原案どおり決定しました。

○議長（高木会長）

次に、番号36につきましては須田委員に関する案件となりますので、法第31条議
事参与制限により、ここで退席をお願いします。

～ 須田委員退席 ～

○議長（高木会長）

それでは引き続き議事を進めます。番号36の他、22ページの番号42についても須田
委員に関する案件なので合わせて審議いたします。
ご意見を伺います。ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、番号36と番号42については、賃借権を設定することとして決定
したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（高木会長）

異議なしと認め、原案どおり決定しました。

～ 須田委員着席 ～

○議長（高木会長）

次に21ページから22ページに記載の番号37から番号41についてご意見を伺います。
ご意見ありますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、番号37から番号41については、賃借権を設定することとして決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（高木会長）

異議なしと認め、原案どおり決定しました。

○議長（高木会長）

次に23ページに記載の番号43から番号45についてご意見を伺います。ご意見ありますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、番号43から番号45については、賃借権を設定することとして決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（高木会長）

異議なしと認め、原案どおり決定しました。

◎日程第6 審議事項 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（高木会長）

次に日程第6、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局（谷尻主幹）

それでは、24ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、同法施行令第15条第2項の規定により審議を求めます。今回は、格納庫建設のため1件の申請がございます。

【議案第4号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（高木会長）

只今、事務局より議案第4号についての、提案理由の説明がありましたが、何かご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長(高木会長)

ないようですので、議案第4号については、農地委員会に付託して審議していただくこととしますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長(高木会長)

異議なしと認め、「農地委員会」に付託することとします。
石川農地委員長よろしくお願いいたします。
ここで暫時休憩いたします。

(午後2時10分)

(午後2時15分)

○議長(高木会長)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(高木会長)

それでは、石川農地委員長より審議結果の報告をお願いします。

○10番(石川農地委員長)

それでは、農地委員会に付託となった、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、農地委員会で協議した結果について報告いたします。

農地法第5条の規定による●●氏の申請については、申請どおり認めることとしましたのでご報告いたします。以上でございます。

○議長(高木会長)

只今、石川農地委員長から報告がありました、番号1についてご意見を伺います。
ご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長(高木会長)

ないようですので、番号1については、申請どおり転用を認めていくこととしたいと思いますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長(高木会長)

異議なしと認め、原案どおり認めることといたします。

◎日程第6 審議事項 議案第5号 現況証明願いについて

○議長（高木会長）

次に日程第6、審議事項、議案第5号、「現況証明願いについて」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局（谷尻主幹）

それでは、37ページをご覧ください。議案第5号、現況証明願いについて。

北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明交付申請があったので証明書を交付したく審議を求めます。

今回は1件の申請がございます。

【議案第4号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上ご説明いたしました。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（高木会長）

只今、事務局より議案第5号について提案理由の説明がありましたが、皆さんからご意見を伺います。ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（高木会長）

ないようですので、議案第5号については、農業政策委員会に付託して審議していただくこととしますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（高木会長）

異議なしと認め農業政策委員会に付託することとします。齋藤農業政策委員長よりしくをお願いします。

ここで暫時休憩します。

（午後2時20分）

（休 憩）

（午後2時25分）

○議長（高木会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、齋藤農業政策委員長より審議結果の報告をお願いします。

○4番(齋藤農業政策委員長)

農業政策委員会で協議した結果について報告いたします。今回申請のありました●●●●氏からの現況証明願ですが、申請どおり認めることとしましたので報告いたします。

○議長 (高木会長)

只今、齋藤農業政策委員長から報告がありましたが、番号1●●●●氏について、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長 (高木会長)

ないようですので、番号1については、申請どおり認めていくこととしますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 (高木会長)

異議なしと認め、申請どおり認めることといたします。

◎日程第7 その他1 今後の日程について

○議長 (高木会長)

次に、その他1 今後の日程について事務局より説明願います。

○事務局 (綿貫専門員)

その他1 今後の日程について、41ページをご覧ください。令和3年2月の農業委員会の日程について、資料によりご説明いたしますので委員さんの日程調整よろしく願いいたします。

【資料に基づきついて朗読、説明】

以上、2月と一部3月の日程について説明いたしました。農業委員さんの日程調整についてよろしく願いいたします。

○議長 (高木会長)

事務局からの説明について質問・意見がございませんか。

(「なし」の声)

○議長 (高木会長)

全体をとおして他にご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」の声)

○議長（高木会長）

ないようですので、これで総会を閉じさせていただきます。

◎ 閉会宣言

○議長（高木会長）

大変ご苦勞様でした。最近、近隣町でも新型コロナ感染が発生している状況にあります。皆さんご自愛下さいますようお願いいたします。

それではこれもちまして、令和2年度第10回農業委員会総会を閉会いたします。

今日は大変ご苦勞様でした。

（閉会時刻 午後2時30分）